

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項～第 4 項
(全体スライド条項) 運用マニュアル (暫定版)

令和 7 年 1 月

焼津市 契約検査課

目 次

1	適用対象工事	3
2	請求日及び基準日等について	4
3	スライド協議の請求	4
4	出来形数量の確認	5
5	請負代金額の変更	6
6	物価指数	6
7	スライド協議	7
8	変更契約の時期	7
9	その他	7
10	インフレスライド及び単品スライド条項の併用	8
11	【参考】焼津市建設工事請負契約約款第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	9
12	全体スライド条項に伴う実施フロー及び様式	10～27

1 適用対象工事

- (1) 請負契約締結の日から 12 ヶ月を経過している工事であること。
- (2) 2 (3)に定める残工期が 2 (2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの比較

項目		全体スライド	単品スライド	インフレスライド
		約款第 25 条 第 1 項から第 4 項まで	約款第 25 条 第 5 項	約款第 25 条 第 6 項
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 (比較的大規模な長期工事) ただし、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 (継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 (基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事) (本通知日時点で継続中の工事及び新規継続工事)
請負額 変更方法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	本通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受 発 注 者 負 担	残工事費の 1.5%	対象工事の 1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (約款第 29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再 ス ラ イ ド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能。ただし、当該賃金水準の変更が対象となるかは別途通知を行う。)

※本文中の約款とは、焼津市建設工事請負契約約款をいう。

※本文中の本通知とは、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について(通知)」をいう。

2 請求日及び基準日等について

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14 日以内に発注者と受注者とが協議して定める日とする
ことも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

① 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から 14 日以内の範囲で定めることも可とする。）から 2 ヶ月以上必要であることに留意すること。

また、遡りは認めないこととする。

② 基準日について

基準日は、賃金水準、物価水準変動後単価の基準日。

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

③ 残工期について

残工期は、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも指示書等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後に書面により行うこととする。

① スライド対象の確認（減額）

発注者は工期内で請負契約締結の日から 12 ヶ月を経過（または、前回スライド基準日以降 12 ヶ月）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

② スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式 1－1 又は 1－2）により行うこととする。

③ スライド協議の基準日について

発注者又は受注者は、協議（別紙様式 1－1 又は 1－2）に基づく基準日を、請求日から 14 日以内の範囲で設定し、相手側に書面（別紙様式 2－1 又は 2－2）により通知する。

④ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に書面（別紙様式 3）により通知する。

⑤ 実施フローについて

別紙 1 「焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項～4 項に伴う実施フロー及び様式」を参照すること。

4 出来形数量の確認

- (1) 発注者は、受注者に工事報告書（別紙様式5）の提出を、書面（別紙様式4）により依頼する。
 - (2) 発注者は、基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認を、工事報告書に対応して出来高確認を行うものとする。
 - (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
 - (4) 工事費内訳書で1式明示した仮設工についても出来形数量の対象とする。
 - (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
 - (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
 - (7) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とする。
-
- ・ 出来形数量等の確認時期について
発注者は、基準日に出来形確認を行うことを基本とするが、請求日から14日以内に出来形確認を行うことができる。

5 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の 1000 分の 15 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$
- この式において、S 増、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- S 増：増額スライド額
- P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額
- P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額
- $$(P = \Sigma (\alpha \times Z)、\alpha：請負比率（落札率）、Z：発注者積算額)$$
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S \text{ 減} = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1000)]$$
- この式において、S 減、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- S 減：減額スライド額
- P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額
- P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額
- $$(P = \Sigma (\alpha \times Z)、\alpha：請負比率（落札率）、Z：発注者積算額)$$
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。また、諸経費率や消費税の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とならない。

① 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

② 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合、基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

① 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

② 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、類似単価での算定が困難な場合については、当初積算時の単価による。

7 スライド協議

- (1) スライド対象と判定した場合、発注者は協議開始日に書面（別紙様式6）により、協議を行うものとする。
- (2) 受注者が、(1)の協議を受け、書面（別紙様式7）により承諾を行った時点でスライド額が確定となり、スライド額に係る契約変更を行うことができる。
- (3) スライド対象外と判定した場合、発注者は協議開始日に書面（別紙様式8）により、協議を行うものとする。
- (4) 受注者が、(3)の協議を受け、書面（別紙様式9）により承諾を行った時点で、スライド協議による契約変更を行わないことが確定となる。
- (5) (1)、(3)の協議に対し、協議開始日から14日以内に(2)、(4)の承諾がない場合には、(1)～(4)の各手続きの「協議」を「通知」に変えて、再度行うものとする。

・スライド協議

スライド協議は、受注者からの承諾をもって完了するため、発注者は、（別紙様式7）又は（別紙様式9）を受注者から受け取ること。

8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事を受発注者間で確認すること。

9 その他

- (1) スライド額の協議時において、発注者はスライド額の説明を行うものとする。
- (2) 本マニュアルにより難しい場合については、発注者と受注者で協議して、変更額を決定する。
- (3) 本マニュアルは、スライド協議における手続きに関するものであり、これ以外の諸手続き等については諸法令や財務規則に応じた対応を行うこと。

・スライド額の説明

スライド額の協議時において、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費内訳書などを活用して、変更内容の説明を行うこと。

10 インフレスライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約約款第 25 条第 6 項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 ヶ月（基準日から 12 ヶ月）経過後に、本マニュアルによるスライドを請求することができる。
- (2) 本マニュアルに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・ 契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、全体スライド条項の適用日の単価を変動前の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される機関においては当該期間の工事費の 1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととした。
- ・ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

【参考】焼津市建設工事請負契約約款第 25 条

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

全体スライド

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

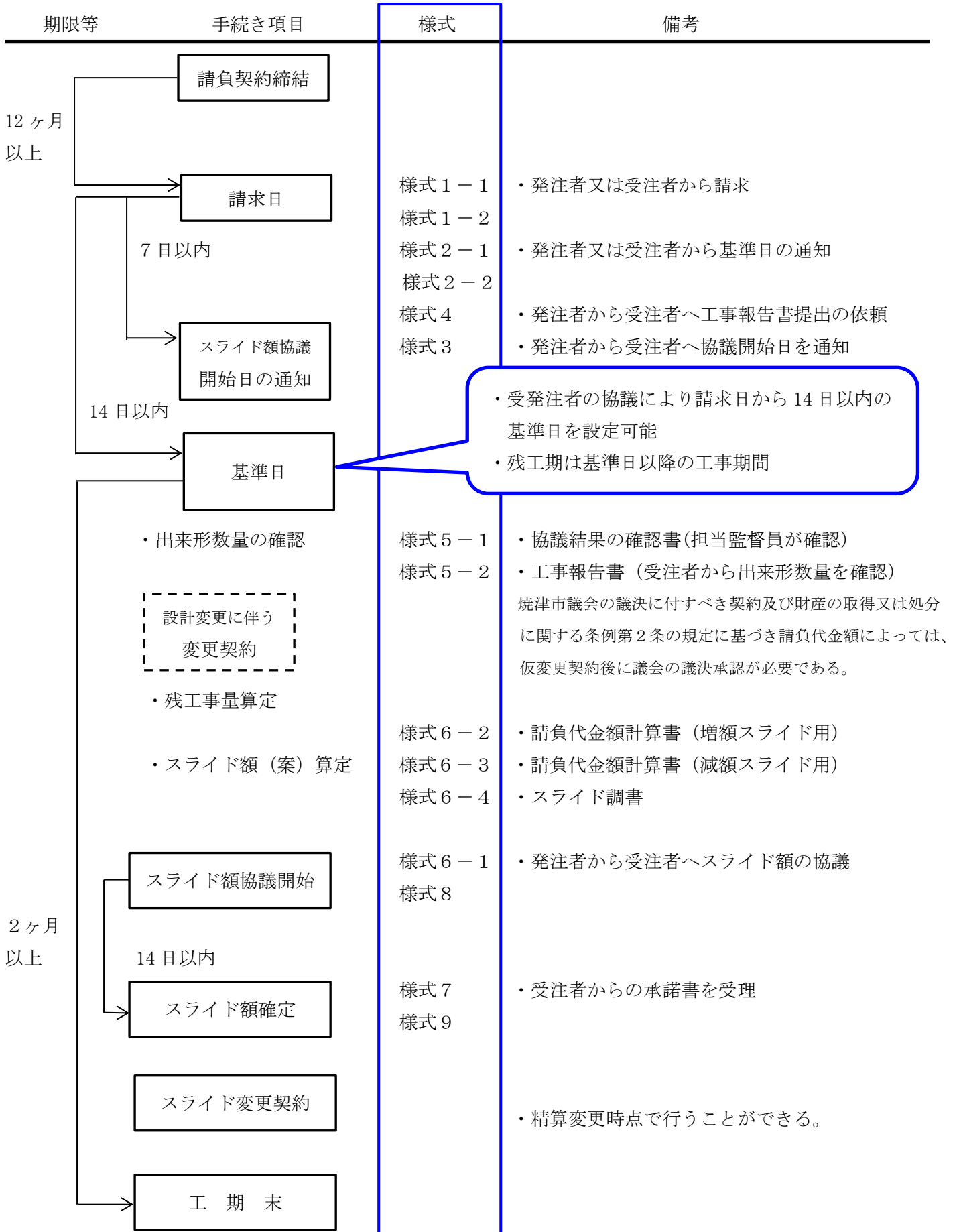
インフレスライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項～第 4 項に伴う実施フロー及び様式



受注者から請求

(別紙様式 1 - 1)

年 月 日

(宛先) 焼津市長

受注者
住 所
商号又は名称
代表者名

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

年 月 日付けで契約締結した< 工事名 >について、賃金水準又は物価水準の変動により、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項の規定に基づく請負代金額の変更について請求します。

記

1 請 負 代 金 額 ￥

2 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

3 希 望 基 準 日 年 月 日
(確 認 日)

4 施 工 箇 所

5 変 更 請 求 概 算 額 ￥

6 概算残工事請負金額 ￥

※概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に
相応する請負代金額を控除した額

(※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。)

(別紙様式 1 - 2)

焼 ー 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について（請求）

年 月 日付けで契約締結したく 工事名 >について、賃金水準又は物価水準の変動により、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項の規定に基づく請負代金額の変更について請求します。

記

1 請 負 代 金 額 円

2 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

3 希 望 基 準 日 年 月 日
(確 認 日)

4 施 工 箇 所

5 変 更 請 求 概 算 額 円

6 概算残工事請負金額 円

概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

(※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。)

受注者から請求があった場合

(別紙様式 2 - 1)

焼 ー 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (通知)

年 月 日付けで協議のあった< 工事名 >における、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項の適用及び基準日の設定 (年 月 日) については、下記のとおり異存ありません。

記

1 請 負 代 金 額 ￥

2 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

3 希 望 基 準 日 年 月 日
(確 認 日)

発注者から請求があった場合

(別紙様式 2 - 2)

年 月 日

(宛先) 焼津市長

受注者

住 所

商号又は名称

代表者名

印

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (応諾)

年 月 日付け焼 ー 号で協議のあった< 工事名 >における、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項の適用及び基準日の設定(年 月 日)については、下記のとおり応諾します。

記

1 請 負 代 金 額 ￥

2 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

3 希 望 基 準 日 年 月 日
(確 認 日)

(別紙様式3)

焼 一 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第25条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

年 月 日付け請求のありました標記について、焼津市建設工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

なお、請負代金の変更額の算定に必要な資料の提出については、監督員から別途指示します。

記

1 工 事 名 工事

2 スライド額協議開始日 年 月 日

(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に通知する。)

(別紙様式 4)

焼 一 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 3 項に基づく出来形部分の確認について（協議）

年 月 日付けで契約締結したく 工事名 >について、スライドの対象となる残工事量算定の根拠となる基準日での出来形部分を、下記のとおり確認したく協議いたします。

なお、確認日までに工事報告書を提出願います。

記

出来形部分確認予定日 年 月 日
(基 準 日)

確 認 書

年 月 日付けで契約締結した< 工事名 >について、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 3 項に規定する協議を行った結果、下記のとおり確認する。

記

1 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

2 基 準 日 年 月 日

3 残 工 事 量 工事報告書のとおり

4 出来形数量の確認年月 年 月 日

上記のとおり確認する。

年 月 日

発注者 焼津市〇〇部〇〇〇〇課

担当監督員 職・氏名 印

受注者 商号又は名称

代表者名 印

工事報告書

工事名：

工事

受注者：

[illegible]

- ① 工種・種別・細別、単位は工事費内訳表の分類による。ただし、1式明示となる工種等については、明細表の積算項目、単位の分類に基づくなど、具体的な数量を記載する。
- ② 本表の出来形はスライド協議用に作成するものである。

(別紙様式6-1)

焼 ー 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第25条第2項及び第3項に基づく請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付けで請求のありました焼津市建設工事請負契約約款第25条第2項に基づく請負代金額の変更について、同条第3項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ別添承諾書へ記名押印のうえ提出願います。

記

1 工 事 名 工事

2 スライド変更金額 (増) ¥

(うち消費税及び地方消費税の額 ¥)

基 準 日 年 月 日

3 スライド額内訳 別紙「請負代金額計算書」「スライド調書」のとおり

(※協議期間(14日間)内に協議が整わなかった場合は、「協議」を「通知」に変えること。)

(別紙様式6-2)

< 工事名 >に係る

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\text{スライド額 (S)} = (P2 - P1) - P1 \times 15/1000$$

$$= (\quad - \quad) - \quad \times 15/1000$$

$$= \quad - \quad$$

$$=$$

(但し、 $P1 < P2$)

P1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

スライド額

$$(\text{税込み}) = \quad \times \quad \text{消費税及び地方消費税率}$$

$$=$$

(別紙様式6-3)

< 工事名 >に係る

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\text{スライド額 (S)} = (P2 - P1) + P1 \times 15/1000$$

$$= (\quad - \quad) + \quad \times 15/1000$$

$$= \quad +$$

$$=$$

(但し、P1>P2)

P1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

スライド額

(税込み) = $\quad \times \quad$ 消費税及び地方消費税率

$$=$$

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名			
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)		
	円 (消費税含む)		
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)		
	円 (消費税含む)		
工 期	自	年	月 日
	至	年	月 日
基 準 日	年 月 日		
出 来 形 額	円 (消費税含まず)		
残 工 事 額 (P 1)	円 (消費税含まず)		
変 更 残 工 事 額 (P 2)	円 (消費税含まず)		

スライド対象の場合

(別紙様式 7)

年 月 日

(宛先) 焼津市長

受注者
住 所
商号又は名称
代表者名

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (提出)

年 月 日付けで協議のあったく 工事名 >における焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項
に基づく請負代金額の変更について、異存ありませんので別紙のとおり提出します。

記

別添 承諾書

(※協議期間 (14 日間) 内に協議が整わなかった場合は、「協議」を「通知」に変えること。)

スライド対象の場合

(別添)

承 諾 書

(宛先) 焼津市長

年 月 日付で協議のありました下記の工事において、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 2 項及び第 3 項によるスライド協議変更額に異存ありませんので承諾します。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 スライド変更金額 (増) ¥
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 3 基 準 日 年 月 日

年 月 日

受注者
住 所
商号又は名称
代表者名

印

(別紙様式 8)

焼 一 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

焼津市長

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 2 項及び第 3 項に基づく請負代金額の変更について (協議)

年 月 日付けで請求のありました焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 2 項に基づく請負代金額の変更について、同条第 3 項の規定に基づき下記のとおり 協議 します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 工事 |
| 2 | 基 準 日 | 年 月 日 |
| 3 | スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 4 | 理 由 | 上記の基準日で残工事スライド金額を精査した結果、スライド額が対象工事費の 1.5%を超えないため。 |

(※協議期間 (14 日間) 内に協議が整わなかった場合は、「協議」を「通知」に変えること。)

スライド対象外の場合

(別紙様式 9)

年 月 日

(宛先) 焼津市長

受注者
住 所
商号又は名称
代表者名

焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項に基づく請負代金額の変更について (提出)

年 月 日付で協議のあったく 工事名 >における焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項
に基づく請負代金額の変更について、異存ありませんので別紙のとおり提出します。

記

別添 承諾書

(※協議期間 (14 日間) 内に協議が整わなかった場合は、「協議」を「通知」に変えること。)

スライド対象外の場合

(別添)

承 諾 書

(宛先) 焼津市長

年 月 日付で協議のありました下記の工事において、焼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 2 項及び第 3 項によるスライド協議変更額に異存ありませんので承諾します。

記

1 工 事 名 工事

2 スライド変更金額 スライド変更金額なし

3 基 準 日 年 月 日

年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者名

印

(※協議期間 (14 日間) 内に協議が整わなかった場合は、「協議」を「通知」に変えること。)